

## ○千葉県立自然公園条例（昭和35年4月1日条例第15号）

### 第五章 保護及び利用

（利用のための規制）

第二十四条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
  - 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
  - 三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。
- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員については、第二十二条第三項の規定を準用する。

### 第八章 罰則

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五 （略）

六 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

七 特別地域又は集団施設地区内において、第二十四条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしたとき。

八 （略）

## ○千葉県立自然公園条例施行規則（昭和35年4月30規則第15号）

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第十九条の二 条例第二十四条第一項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 野生動物（条例第二十四条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。
- 二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。